

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成20年8月28日(2008.8.28)

【公開番号】特開2007-24187(P2007-24187A)

【公開日】平成19年2月1日(2007.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-004

【出願番号】特願2005-207427(P2005-207427)

【国際特許分類】

F 16 C 33/56 (2006.01)

C 08 J 5/04 (2006.01)

C 08 L 87/00 (2006.01)

【F I】

F 16 C 33/56
C 08 J 5/04 C E Z
C 08 L 87:00

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月11日(2008.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

熱可塑性樹脂と纖維状充填材を含有する樹脂組成物からなる転がり軸受用プラスチック保持器であって、纖維状充填材の樹脂組成物中の含有率が10～70質量%であり、かつ纖維状充填材の保持器における重量平均纖維長が1～10mmであることを特徴とする転がり軸受用プラスチック保持器。

【請求項2】

纖維状充填材がガラス纖維または炭素纖維である、請求項1に記載の転がり軸受用プラスチック保持器。

【請求項3】

纖維状充填材の樹脂組成物中の含有率が20～50質量%である、請求項1または2に記載の転がり軸受用プラスチック保持器。

【請求項4】

纖維状充填材の樹脂組成物中の含有率が30～50質量%である、請求項3に記載の転がり軸受用プラスチック保持器。

【請求項5】

纖維状充填材の保持器における重量平均纖維長が1～7mmであることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の転がり軸受用プラスチック保持器。

【請求項6】

前記保持器が、冠状玉軸受用保持器、円すいころ軸受用保持器、球面ころ軸受用保持器または円筒ころ軸受用保持器である、請求項1～5のいずれか1項に記載の転がり軸受用プラスチック保持器。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか1項に記載の転がり軸受用プラスチック保持器を備える、転がり軸受。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本願発明者らは銳意研究したところ、プラスチック保持器の材料として長纖維強化熱可塑性樹脂を用いることにより上記目的が達成できることを見出した。したがって、本発明は以下に示すプラスチック保持器を提供する。

(1) 熱可塑性樹脂と纖維状充填材を含有する樹脂組成物からなる転がり軸受用プラスチック保持器であって、纖維状充填材の樹脂組成物中の含有率が10~70質量%であり、かつ纖維状充填材の保持器における重量平均纖維長が1~10mmであることを特徴とする転がり軸受用プラスチック保持器。

(2) 纖維状充填材がガラス纖維または炭素纖維である、上記(1)に記載の転がり軸受用プラスチック保持器。

(3) 纖維状充填材の樹脂組成物中の含有率が20~50質量%である、上記(1)または(2)に記載の転がり軸受用プラスチック保持器。

(4) 纖維状充填材の樹脂組成物中の含有率が30~50質量%である、上記(3)に記載の転がり軸受用プラスチック保持器。

(5) 纖維状充填材の保持器における重量平均纖維長が1~7mmであることを特徴とする、上記(1)~(4)のいずれか1に記載の転がり軸受用プラスチック保持器。

(6) 前記保持器が、冠状玉軸受用保持器、円すいころ軸受用保持器、球面ころ軸受用保持器または円筒ころ軸受用保持器である、上記(1)~(5)のいずれか1に記載の転がり軸受用プラスチック保持器。

(7) 上記(1)~(6)のいずれか1に記載の転がり軸受用プラスチック保持器を備える、転がり軸受。